

る数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第六項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和五年三月三十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二一、二五四人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

二二二、八三三人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

- 東津軽郡選挙区 六、一四八人
- 西津軽郡選挙区 四、九四一人
- 南津軽郡選挙区 六、三〇七人
- 北津軽郡選挙区 七、二三〇人
- 上北郡選挙区 二六、七六〇人
- 三戸郡選挙区 一八、三九二人
- 青森市選挙区 七八、四一七人
- 弘前市選挙区 四七、七九〇人
- 八戸市選挙区 六三、二〇二人
- 黒石市選挙区 九、一九一人
- 五所川原市選挙区 一八、一八五人
- 十和田市選挙区 一六、九七〇人
- 三沢市選挙区 一〇、六三一人
- むつ市選挙区 一九、八八九人
- つがる市選挙区 八、八八一人

平川市選挙区 一一、三〇五人

青森県選挙管理委員会告示第十四号

令和五年四月九日執行の青森県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

令和五年三月三十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

選挙区	選挙長		選挙長職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
東津軽郡	福井 義範	東津軽郡外ヶ浜町	石岡 雄一	東津軽郡外ヶ浜町
西津軽郡	須藤 壽	西津軽郡鰺ヶ沢町	吉田 照生	西津軽郡鰺ヶ沢町
南津軽郡	加福 孝二	南津軽郡藤崎町	駒井 義昭	南津軽郡藤崎町
北津軽郡	葛西 榮喜	北津軽郡板柳町	會津 秀悦	北津軽郡板柳町
上北郡	乙崎 一男	上北郡東北町	町屋 司	上北郡東北町
三戸郡	佐々木 登志雄	三戸郡南部町	藤田 克弘	三戸郡南部町
青森市	荒谷 省吾	青森市	山谷 直大	青森市
弘前市	工藤 金幸	弘前市	白戸 幸雄	弘前市
八戸市	早狩 博規	八戸市	大和 宏州	八戸市

黒石市	山田 明匡	黒石市	猪股 正大	黒石市
五所川原市	中谷 昌志	五所川原市	田中 節雄	五所川原市
十和田市	欠畑 茂治	十和田市	齋藤 美悦	十和田市
三沢市	石岡 裕通	三沢市	沼田 巖	三沢市
むつ市	畑中 政勝	むつ市	白川 光治	むつ市
つがる市	成田 照男	つがる市	今 久夫	つがる市
平川市	大川 武憲	平川市	三上 和記	平川市

青森県選挙管理委員会告示第十五号

令和五年四月九日執行の青森県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

令和五年三月三十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

選挙区名	場 所	日 時
東津軽郡	青森県庁議会棟三階選挙管理委員会室	令和五年四月十一日午前十一時
西津軽郡	鯨ヶ沢町役場一階会議室一	令和五年四月十日午後三時
南津軽郡	藤崎町役場三階大会議室	令和五年四月十日午後三時
北津軽郡	板柳町福祉センター二階農業委員会会議室	令和五年四月十日午後三時

上北郡	東北町コミュニティセンター「未来館」一階集会室	令和五年四月十一日午前十時
三戸郡	南部町役場三階委員会室	令和五年四月十一日午前十時
青森市	青森市民体育館	令和五年四月九日午後九時十五分
弘前市	弘前市役所前川新館三階第一・第二・第三会議室	令和五年四月十日午後三時
八戸市	八戸市東体育館	令和五年四月九日午後九時十五分
黒石市	黒石市スポーツ交流センター	令和五年四月九日午後九時
五所川原市	五所川原市役所二階会議室二B	令和五年四月十日午後三時
十和田市	十和田市総合体育センター	令和五年四月九日午後九時十分
三沢市	三沢市国際交流スポーツセンター	令和五年四月九日午後九時
むつ市	むつ市役所第三会議室	令和五年四月十一日午前十時
つがる市	つがる市生涯学習交流センター「松の館」	令和五年四月九日午後九時
平川市	平川市役所	令和五年四月十日午後三時

青森県選挙管理委員会告示第十六号

令和五年四月九日執行の青森県議会議員一般選挙における開票事務を、次の選挙区においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定により選挙会の事務と併せて行うので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年三月三十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

青森市選挙区、八戸市選挙区、黒石市選挙区、十和田市選挙区、三沢市選挙区及び

つがる市選挙区

青森県選挙管理委員会告示第十七号

令和五年四月九日執行の青森県議会議員一般選挙における各選挙区のポスター掲示場の掲示面の区画の数を、公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第九十四条第一項の規定により次のとおり定めたので告示する。

令和五年三月三十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

選挙区名	区画の数	選挙区名	区画の数
東津軽郡	四	八戸市	一二
西津軽郡	四	黒石市	四
南津軽郡	四	五所川原市	六
北津軽郡	四	十和田市	四
上北郡	八	三沢市	四
三戸郡	六	むつ市	一〇
青森市	一六	つがる市	四
弘前市	一〇	平川市	六

青森県選挙管理委員会告示第十八号

令和五年四月九日執行の青森県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額

は、次のとおりであるので同法第百九十六条の規定により告示する。

令和五年三月三十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

選挙区名	制限額	選挙区名	制限額
東津軽郡	五、四三〇、七〇〇円	八戸市	五、八六七、二〇〇円
西津軽郡	五、一三〇、二〇〇円	黒石市	六、一八八、六〇〇円
南津軽郡	五、四七〇、五〇〇円	五所川原市	五、四〇九、四〇〇円
北津軽郡	五、七〇〇、二〇〇円	十和田市	六、〇一二、八〇〇円
上北郡	五、五六五、九〇〇円	三沢市	六、五四七、二〇〇円
三戸郡	五、四二六、五〇〇円	むつ市	五、五五〇、八〇〇円
青森市	五、八五二、六〇〇円	つがる市	六、一一一、三〇〇円
弘前市	五、八八三、三〇〇円	平川市	五、三〇七、五〇〇円

青森県選挙管理委員会告示第十九号

令和五年四月九日執行の青森県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので告示する。

令和五年三月三十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

選挙区名	場 所	所 在 地
東津軽郡	青森県選挙管理委員会事務局	青森市長島一丁目一の一

選挙区名	場 所	所 在 地
西津軽郡	鯉ヶ沢町選挙管理委員会事務局	西津軽郡鯉ヶ沢町舞戸町鳴戸三二一
南津軽郡	藤崎町選挙管理委員会事務局	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一
北津軽郡	板柳町選挙管理委員会事務局	北津軽郡板柳町大字板柳字土井二三九の三
上北郡	東北町選挙管理委員会事務局	上北郡東北町字塔ノ沢山一の九四
三戸郡	南部町選挙管理委員会事務局	三戸郡南部町大字平字広場二八の一
青森市	青森市選挙管理委員会事務局	青森市新町一丁目三の七
弘前市	弘前市選挙管理委員会事務局	弘前市大字上白銀町一の一
八戸市	八戸市選挙管理委員会事務局	八戸市内丸一丁目一の一
黒石市	黒石市選挙管理委員会事務局	黒石市大字市ノ町五の二産業会館二階
五所川原市	五所川原市選挙管理委員会事務局	五所川原市字布屋町四一の一
十和田市	十和田市選挙管理委員会事務局	十和田市西十二番町六の一
三沢市	三沢市選挙管理委員会事務局	三沢市桜町一丁目一の三八
むつ市	むつ市選挙管理委員会事務局	むつ市中央一丁目八の一
つがる市	つがる市選挙管理委員会事務局	つがる市木造若緑六一の一
平川市	平川市選挙管理委員会事務局	平川市柏木町藤山二五の六

る。
ただし、令和五年三月三十一日における選挙長の事務を行う場所は次のとおりとする。

東津軽郡	青森県庁東棟五階中会議室	青森市長島一丁目一の一
西津軽郡	鯉ヶ沢町役場一階中会議室一	西津軽郡鯉ヶ沢町舞戸町鳴戸三二一
南津軽郡	藤崎町役場三階中会議室	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一
北津軽郡	板柳町福祉センター二階農業委員会会議室	北津軽郡板柳町大字板柳字土井二三九の三
上北郡	東北町コミュニティセンター「未来館」大集会室	上北郡東北町字塔ノ沢山一の九四
三戸郡	南部町役場三階委員会室	三戸郡南部町大字平字広場二八の一
青森市	青森市役所議会棟第三委員会室	青森市中央一丁目二二の五
弘前市	弘前市役所前川新館三階第一・第二・第三会議室	弘前市大字上白銀町一の一
八戸市	八戸市庁本館三階第四委員会室	八戸市内丸一丁目一の一
黒石市	黒石市選挙管理委員会事務局	黒石市大字市ノ町五の二産業会館二階
五所川原市	五所川原市役所二階会議室二A	五所川原市字布屋町四一の一
十和田市	十和田市役所別館四階会議室一	十和田市西十二番町六の一
三沢市	三沢市役所別館一階多目的室	三沢市桜町一丁目一の三八
むつ市	むつ市議会棟大会議室	むつ市中央一丁目八の一
つがる市	つがる市役所二階第二会議室	つがる市木造若緑六一の一
平川市	平川市役所四階大会議室二	平川市柏木町藤山二五の六

青森県選挙管理委員会告示第二十号

青森県選挙管理委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程を廃止する規程を次

のように定める。

令和五年三月三十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

青森県選挙管理委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程を廃止する規程

青森県選挙管理委員会が取り扱う個人情報保護の保護に関する規程（平成十一年六月青森県選挙管理委員会告示第四十八号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

青森県議会議員一般選挙東津軽郡選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

令和五年三月三十一日

青森県議会議員一般選挙東津軽郡選挙区選挙長 福 井 義 範

一 場所 青森市長島一丁目の一

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 令和五年四月六日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙西津軽郡選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

令和五年三月三十一日

青森県議会議員一般選挙西津軽郡選挙区選挙長 須 藤 壽

一 場所 西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町二〇九の二

鰺ヶ沢町選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局西津軽郡出張所

二 日時 令和五年四月六日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙南津軽郡選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

令和五年三月三十一日

青森県議会議員一般選挙南津軽郡選挙区選挙長 加 福 孝 二

一 場所 南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一

藤崎町選挙管理委員会事務局内

二 日時 令和五年四月六日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙北津軽郡選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

令和五年三月三十一日

青森県議会議員一般選挙北津軽郡選挙区選挙長 葛 西 榮 喜

一 場所 北津軽郡板柳町大字板柳字土井二三九の三

板柳町選挙管理委員会事務局内

二 日時 令和五年四月六日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙上北郡選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじ

を行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

令和五年三月三十一日

青森県議会議員一般選挙上北郡選挙区選挙長 乙 崎 一 男

一 場所 上北郡東北町字塔ノ沢山一の九四

東北町コミュニティセンター「未来館」一階集会室

二 日時 令和五年四月六日 午後五時三十分

青森県議会議員一般選挙三戸郡選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

令和五年三月三十一日

青森県議会議員一般選挙三戸郡選挙区選挙長 佐々木 登志雄

一 場所 三戸郡南部町大字平字広場二八の一

南部町選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局三戸郡出張所

二 日時 令和五年四月六日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙青森市選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

令和五年三月三十一日

青森県議会議員一般選挙青森市選挙区選挙長 荒 谷 吾

一 場所 青森市新町一丁目三の七

青森市選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局青森市出張所

二 日時 令和五年四月六日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙弘前市選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

令和五年三月三十一日

青森県議会議員一般選挙弘前市選挙区選挙長 工 藤 金 幸

一 場所 弘前市大字上白銀町の一

弘前市選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局弘前市出張所

二 日時 令和五年四月六日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙八戸市選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

令和五年三月三十一日

青森県議会議員一般選挙八戸市選挙区選挙長 早 狩 博 規

一 場所 八戸市内丸一丁目の一

八戸市庁本館地下会議室C

二 日時 令和五年四月六日 午後五時三十分

青森県議会議員一般選挙黒石市選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじ

を行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

令和五年三月三十一日

青森県議会議員一般選挙黒石市選挙区選挙長 山 田 明 匡

一 場所 黒石市大字市ノ町五の二

黒石市選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局黒石市出張所

二 日時 令和五年四月六日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙五所川原市選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

令和五年三月三十一日

青森県議会議員一般選挙五所川原市選挙区選挙長 中 谷 昌 志

一 場所 五所川原市字布屋町四一の一

五所川原市役所三階会議室二A

二 日時 令和五年四月六日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙十和田市選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

令和五年三月三十一日

青森県議会議員一般選挙十和田市選挙区選挙長 欠 畑 茂 治

一 場所 十和田市西十二番町六の一

十和田市役所別館四階会議室二
二 日時 令和五年四月六日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙三沢市選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

令和五年三月三十一日

青森県議会議員一般選挙三沢市選挙区選挙長 石 岡 裕 通

一 場所 三沢市桜町一丁目一の三八

三沢市選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局三沢市出張所

二 日時 令和五年四月六日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙むつ市選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

令和五年三月三十一日

青森県議会議員一般選挙むつ市選挙区選挙長 畑 中 政 勝

一 場所 むつ市中央一丁目八の一

むつ市役所本庁舎第三会議室

二 日時 令和五年四月六日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙つがる市選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百

号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

令和五年三月三十一日

青森県議会議員一般選挙つがる市選挙区選挙長 成 田 照 男

一 場所 つがる市木造若緑六一の一

つがる市役所二階第二会議室

二 日時 令和五年四月六日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙平川市選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

令和五年三月三十一日

青森県議会議員一般選挙平川市選挙区選挙長 大 川 武 憲

一 場所 平川市柏木町藤山二五の六

平川市選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局平川市出張所

二 日時 令和五年四月六日 午後五時十分

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円